

【事案Ⅵ－6】火災共済金請求

・2019年7月25日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人の住宅が火災により焼失したため共済金を請求したところ、被申立人は、本件火災は人為的に引き起こされたと判断し、火災共済金の支払いを拒否されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、火災共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

消防署が火災出火原因は不明としている。また、火災発生当時、家族全員が旅行中であり、当日の行動日誌、レンタカー領収書、ホテル宿泊領収書等を証拠として提出している。

人為的に引き起こされた火災ではなく、消防署も出火原因不明と判断しているものであり、その他、証拠書類も提出していることから、被申立人が共済金支払を拒否しているのは誤りである。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

申立人の外出時刻は立証されてなく、証言に信用性が認められない。

また、申立人家族らの証言は変遷しており、火災知覚時間までの行動についても一致しないことから内部犯行による放火は肯定されると考える。

<裁定の概要>

裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号における「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容がその性質上裁定を行うに適當でない認められるため、申立てを不受理とした。